

北九州市農業委員会
第17回東部部会会議（令和6年度12月部会会議）議事録

1 日 時 令和6年12月10日（火）午前10時05分～午前10時45分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 30名

農業委員 10名

川 江 秀 孝	藤 堂 孝 雄	各 務 浩	中 谷 陽 子
椰 野 保 博	中 村 治 雄	清 水 正 人	澤 水 理 佳
稲 光 進	八木田 経 二		

農地利用最適化推進委員 20名

増 田 強	矢 野 孔 清	中 村 眞 一	平 尾 長 正
松 根 豊 春	吉 村 晃 一	坂 井 準 二	有 松 政 則
村 田 堯	平 林 秀 美	村 田 紘	酒 井 一 生
古 田 仁 重	瀬 戸 克 哉	木 村 博 美	大 下 治 三
黒 崎 隆 博	河 内 一 弥	山 本 勇 次	小 田 征 二

・欠席委員 1名

古 田 俊 策

4 事務局出席者

藤 石 事務局長 池 永 次長 田 上 係長 飛 松 主査

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第88号	使用貸借権の解約について	1件
報告第89号	非農地証明願について	2件
報告第90号	農地法第3条の3の規定による届出について	2件
報告第91号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	4件
報告第92号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	8件
報告第93号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	3件

【議 案】

議案第45号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第46号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第47号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について	17件

6 傍聴人 なし

部会長

ただ今より、令和6年度 第17回東部部会会議を開会します。
会議の効率的な運営の観点から議案書は事前に各委員に送付しております。報告事項につきましては事務局の読み上げは省略します。
本日は議案の審議に先立ちまして、新規営農者1名の面接を行います。初めに新規営農者による説明、次に地区担当委員の説明、それから質疑応答の順で進めます。
議案書11ページの「営農計画書」をお開きください。新規営農者の方は説明をお願いします。

(新規営農者が説明)

部会長

それでは、門司区大字猿喰地区担当の古田俊策委員が本日欠席となっておりますので、同じく猿喰地区担当の矢野委員、説明をお願いします。

矢野委員

譲渡人が高齢のため、維持管理費もままならない状態で、耕作放棄地になりそうなので、猿喰地区としては譲受人の方に営農してもらいたいという思いです。

部会長

ただ今の説明等に関して、ご意見、ご質問等はございませんか。

清水委員

事務局に確認したいんですけど、お住まいが市外なんですよ。申請地は門司なんですけれど、これを許可するのは住んでいる農業委員会じゃないんですかね。
まずは、新規営農者ということを経験を通じて認めてから、農地の取得を認めるということですよ。

事務局

申請地の所轄の農業委員会が農地取得の許可を出すようになってございますので、住所地が市外であるということは基本的には関係はないということになります。作付けの品種等にもよりますが、通作の距離が妥当かどうか等は審査の対象になります。

清水委員

新規営農者になっていただいて、耕作放棄地を利用していただくことはものすごく有難いことなんですけれど、お住まいの農業委員会にこういう形になりましたと言うのは、連絡して、繋がりを取っておかなくていいのだろうかと思うんですけど。

事務局長

新規営農ということでお住まいの農業部門と連携した方がいいのかもしれないと思いますが、農業委員会としては、農地の取得についての審査の中で、新規営農の場合に面接をさせていただいています。

部会長

下限面積が撤廃された時点で、農地が簡単に取得出来るようになったので、面接したらどうだろうか。このやり方がいいのかどうかは、まだ1年ちょっとということで、手探りの状態で進んでおりますので、今後とも皆さんの色々な意見を聞きながら、より良い方向に持っていけたらなと思っています。その辺はご理解いただければと思います。

平林委員

農地を荒らさんように、果樹でも何でも作ってから、近隣に迷惑をかけんようにやってくれるなら、これは国の施策にあっていると思うんですよ。そうじゃなくても田畑を荒らしているから、もうできんからと言って、私の地域でもほったらかしている人がいるから、本人がやる気があって、そして新規営農で北九州市から補助金をもらうとかじゃなくて、その土地を生かして営農するという心意気があれば、私は応援いたします。

部会長

ほかにご意見がないようでしたら、以上をもちまして面接を終了いたします。

(新規営農者は退室)

それでは、議案の審議に入ります。報告事項と同様に、事務局による個別内容の説明は省略します。

議案書の10ページをお開きください。議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。

それでは、第1項、門司区大字猿喰地区担当の矢野委員、報告をお願いします。

矢野委員

議案第45号第1項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が新規営農するもので、大字猿喰の申請地において、果樹栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第2項、小倉南区大字高津尾地区担当の藤堂委員、報告をお願いします。

藤堂委員

議案第45号第2項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、大字高津尾の申請地において、野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第45号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。議案第46号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、審議を行います。今月担当の第1東部調査委員会、川江調査長から報告をお願いします。

川江調査長

議案第46号について、第1東部調査委員会での事前審査結果をご報告いたします。先ず、第1項について、申請地は、上下水道が埋設されている沿道の区域で、おおむ

ね500m以内に2つ以上の教育及び医療施設があることから、第3種農地です。父と娘婿の間での使用貸借により、分家住宅として、農地を転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま

す。
次に、第2項について、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。建設業者が、無蓋資材置場及び無蓋駐車場として、農地を転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま

す。以上、ご報告いたします。
なお、今月の調査委員の榎野委員から今後注視する必要があると意見がありました。

転用申請が出されて問題ないということで許可が出て、何か月か経ったところで、事業計画が変わっている場合の後のチェックはどのようにされているのか、説明をお願いしたいと思います。

事務局

無蓋の資材置場、駐車場の転用につきましては、今年度から国の方で見直しがされまして、取扱いが厳しくなっております。

一点目は、まず一時転用を指導しますが、恒久的な転用を希望する場合は理由等を聞いて判断することになります。

二点目は、許可後3年間は、工事が完了するまで状況を報告することになっております。その3年間は、半年ごとに農業委員会に報告して、農業委員会を経由しまして、許可権者である県に報告することになっております。適正に報告がなければ催促して、それでもなお報告しないと、きちんと計画通りになってないということになれば、県が指導を行いまして、その際は農業委員会も協力することになりますので、委員にも対応をお願いすることがあると思います。

転用事業者が適正に転用していないということになれば、違反転用ということで厳しい対応を行います。

福岡県でも、国の通知を受けまして、先月11月からその適用をしていくということになったんですけれども、詳細が決まればお知らせしますので、部会で委員にご議論いただければと思っております。

無蓋の資材置場、駐車場につきましては、転用の必要性や計画の妥当性を今まで以上に細かく、厳密に審査することになっておりますので、それに伴いまして、申請時の資料の見直しを県が考えており、農業委員会としても意見を出していますが、転用許可後の現地確認も委員と事務局とで行いたいと思います。

坂井準二委員

我々が常日頃感じていた転用に関する疑問点を前向きに解消する一つの良い点だと思います。

部会長

何かご異議、ご質問ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 46 号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案書の 14 ページをお開きください。議案第 47 号、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による決定について」は、利用権の設定による農地の貸し借りです。何かご異議、ご質問等はございませんか。

黒崎委員

門司区は全然利用権の更新がないんですね。

部会長

ありません。ほかに何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 47 号は、原案どおり決定といたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、9 番澤水委員と 10 番稲光委員です。よろしく申し上げます。そのほかで何かございませんか。ほかになければ、これで令和 6 年度第 17 回東部部会会議を閉会します。